

※①～⑦は、表面に記載した各機関です。

★ 訓練状況の見学、雇用事例の提供 ★

②・④・⑤・⑥・⑦

見学会

- ◆ 企業や障害者就労支援機関内での障害のある方の作業や訓練現場を見学することで、社内において任せる仕事のイメージを持つことができます。

他社の雇用事例を提供

- ◆ 障害者雇用先進企業の事例を参考に検討すること、具体的に雇用管理面等について学ぶことができます。

★ 社員の障害者理解 促進支援 ★

①・②・④

- ◆ 障害に対する基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などの各種セミナーを行っています。
- ◆ 企業に講師が出向く「出前講座」もあります。

★ 業務の切り出し支援 ★

②・③・④

- ◆ 障害の特性に応じた職務内容を設定するための準備を支援いたします。
- ◆ 障害のある方に実際にどんな仕事を任せたらよいか考える際、社内にはどんな仕事があるかを洗い出すことが第一歩となります。
- ◆ 社内の作業を細分化しておくことで、採用後に習得状況を確認しながら徐々に仕事を拡大していくこともできます。

★ 職場定着支援 ★

③・⑥

- ◆ 障害のある方の生活面・就業面等について支援機関のサポートにより職場定着を支援します。

★ 職場適応援助者 (ジョブコーチ) 支援 ★ ②・④

- ◆ 障害のある方ができるだけ早く職場に適応し安心して能力を発揮するためには適切なサポートが必要です。

<ジョブコーチが行う障害者職場適応に向けた支援>

- 【障害者】に対して、職場の従業員との関わり方や、効率の良い作業の進め方をなどをアドバイス
- 【事業主】に対して、本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方をアドバイス

★ 障害者雇用のための各種助成金 ★

①・②・地方自治体

- ◆ 障害のある方を継続して雇用する場合の特定求職者雇用開発助成金。
- ◆ 障害のある方を短期試行的・段階的に雇入れる場合の障害者トライアル雇用助成金。
- ◆ その他 障害者の処遇改善・環境整備のための各種助成金。

★ 面接会 ★

①・④・地方自治体

- ◆ 障害のある求職者と企業が一堂に会する場をご提供します。
- ◆ 多くの求職者と会うことができるというメリットがあり、企業の求める人材を確保しやすくなります。
- ◆ ハローワークでは個別企業のミニ面接会を実施することもできます。

★ マッチング支援 ★

①・②・③・④・⑤・⑥・⑦

- ◆ 企業が求める人材像と障害のある方の能力や希望、障害特性が一致するようマッチング支援を行います。
- ◆ 障害のある方と面談する機会を作り、職場実習に進めることもできます。

★ 障害者職場実習 ★

①・②・③・④・⑤・⑥・⑦

<目的>

【企業】障害のある方の実習作業の様子を確認することにより、業務内容の適否、職場における問題点の洗い出しが可能です。

【障害のある方】企業内の実習作業を通じて、業務遂行やコミュニケーション面での不安が解消が図られます。

- ◆ 教育や訓練の一環として実施するための実習であり賃金は発生しません。
- ◆ 万一の場合のケガ等に対応するため、支援機関または労働局において損害保険、賠償責任保険に加入します。

